落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年6月13日

独立行政法人放射線医学総合研究所　契約担当役　理事　黒木　慎一

（千葉県千葉市稲毛区穴川４－９－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　516　◎所在地番号　12

①24　②［18Ｆ］ＦＤＧ自動注射液自動合成装置一式の購入　一式　③購入等　④一般　⑤26. 3. 31　⑥ＧＥヘルスケア・ジャパン株式会社（千葉県千葉市中央区中央港１－９－５）　⑦31,860,000円　⑧26. 2. 7　⑪最低価格

①63、29　②電子ジャーナルの購入及びサイエンス・ダイレクトの利用　一式　③購入等　④随意　⑤26. 3. 27　⑥エルゼビア・ビーブイ（オランダ王国アムステルダム市ラーダーヴェヒ29）　⑦26,251,520円　⑧26. 2. 13　⑨ｂ「排他的権利の保護」

①24　②ハイエンドデジタルフローサイトメーターの購入　一式　③購入等　④一般　⑤26. 5. 16　⑥株式会社薬研社（千葉県千葉市中央区末広３丁目12番６号）　⑦19,440,000円　⑧26. 3. 24　⑪最低価格

①24　②Miseq次世代シークエンサー及び関連設備の購入　一式　③購入等　④一般　⑤26. 3. 31　⑥株式会社池田理化（東京都千代田区鍛冶町１－８－６）　⑦39,636,000円　⑧26. 2. 7　⑪最低価格

①５、10　②補償フィルター・患者コリメーター（単価契約）　一式　③購入等　④一般　⑤26. 5. 26　⑥株式会社ウラノ（埼玉県児玉郡上里町大字七本木3563）　⑦50,020,185円　⑧26. 3. 24　⑪最低価格

落札者等の公示の訂正

平成26年6月13日

○契約責任者　株式会社ゆうちょ銀行　執行役副社長　間瀬　朝久　（東京都千代田区霞が関１－３－２）

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

平成26年５月12日（号外政府調達第85号・62ページ）に掲載した落札者等の公示について、「②ＬＰＢトナー7,100個（予定）」の「⑦2,307,500円」を「⑦23,075,000円」に訂正します。

報　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年６月13日

独立行政法人水産総合研究センター

理事長　宮原　正典

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　14

独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程の特例を定める規程

（目的）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他国際約束を実施するため、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（13水研第65号。以下「契約規程」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定め、もって、契約事務の適性かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービスに係る役務をいう。

⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。

ただし、当該契約のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（付表６に掲げる建設サービスを除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。

⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る１の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の２以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される２以上の調達契約をいう。

⑸　経理責任者　独立行政法人水産総合研究センター会計規程（平成13年水研第９号。以下「会計規程」という。）第７条第１項に規定する経理責任者をいう。

⑹　一般競争　会計規程第34条に規定する競争をいう。

⑺　指名競争　会計規程第35条に規定する競争をいう。

⑻　随意契約　会計規程第36条に規定する契約をいう。

⑼　役職員　役員（独立行政法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）第６条に規定する役員をいう。）、職員（独立行政法人水産総合研究センター職員就業規則（17水研本第2030号）第２条に規定する職員をいう。）及び契約職員（独立行政法人水産総合研究センター契約職員就業規則（17水研本第2031号）第２条に規定する契約職員をいう。）をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、センターの締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価格を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原